

## 東松島市被災家屋等における太陽光発電等導入促進事業補助金 令和元年度交付申請受付のお知らせ

東日本大震災復興基金を活用し、東日本大震災で被災した市民及び事業者が、エネルギーの自給化及び防災意識の高揚を図ることを目的として、補助基準に合致する機器を設置した場合、予算の範囲内において補助金を交付します。

### ■ 受付期間 令和元年8月1日(木)～令和2年2月28日(金)

※ 申請受付は対象システム設置後です。

なお、申請額が予算総額に達した場合は、期間途中でも受付を終了しますのでご了承ください。

### ■ 交付対象者 次に掲げる要件のすべてを満たしていること

- ① 東日本大震災で被災し(東松島市外で被災した場合も含む)、被災証明書等の交付を受けている市民及び事業者
  - ② 平成23年3月12日以降に対象システムを自らが居住し住所を有する市内の住宅(店舗併用住宅を含む。)または、自らが設置場所を所有する市内の事業所に設置すること(対象システムが設置されている市内の住宅または事業所を購入する場合も含む。)
  - ③ 市税等を滞納していないこと
  - ④ 東松島市太陽光発電普及促進事業補助金(平成22・23年度)の交付を受けていないこと
- ※ 申請回数は同一の対象システムにつき1回限りです。

### ■ 対象システム及び補助金額

※中古品及びリース品は対象外です。

対象システム	対象要件	補助金額
太陽光発電システム (以下「太陽光発電」という)	(1) 住宅及び事業所の屋根等に太陽電池を設置し、発電した電気を住宅及び事業所で使用していること ( <u>全量売電は補助対象外</u> ) (2) 太陽電池の最大出力 住宅は10kW未満、事業所は10kW以上であること (3) 電気会社と系統連系していること	(市民) 太陽電池の最大出力 1kW あたり 20,000円(上限80,000円) (事業所) 200,000円
リチウムイオン蓄電池 (以下「蓄電池」という)	(1) 電気会社と系統連系していること (2) 太陽光発電等がある場合、これと系統連系していること	(市民) 蓄電池の容量 1kWhあたり 20,000円(上限80,000円) (事業所) 200,000円
エネルギー管理システム (HEMS・BEMS・FEMS)	住宅・事業所で消費した電気及び太陽光発電等で発電した電気または蓄電池による放電・蓄電等を時系列で確認できること ( <u>太陽光発電全量売電は補助対象外</u> )	20,000円

※国、県等が実施する同様の補助事業の併用は可能です。

(裏面あり)

## ■申請に必要な書類等

1 補助金交付申請(請求)書(様式第1号)・・・ **2部**(記載例は別紙1)

2 添付書類・・・ 各1部

添付書類	内容
(1) 太陽光発電システム等設置証明書 (様式第2号)	設置業者に記入してもらう(記載例は別紙2)。 <b>新築の場合は、住宅の工事請負業者に記入してもらう。</b>
(2) 防災証明書等の東日本大震災によって被災したことが分かる書類の写し	東松島市外で被災された場合は、被災地で交付された書類
(3) 対象システム設置業者に料金を支払ったことが分かる書類の写し	対象システムの領収書の写し <b>新築等で対象システムの領収書が発行されない場合は、次の書類が必要です。</b> ①住宅全体の領収書の写し ②工事請負契約書の写し ③対象システムの内訳が記載されている書類の写し (内訳書・見積書・仕様書等)
(4) 対象システム設置状態を示す写真 (自宅の一部と機器が写るもの)	「設置状況写真の例」(別紙3)を参照の上、撮影してください。 [太陽光発電] ①太陽電池モジュール(以下「モジュール」という)を設置した建物全体の写真 ②モジュールの全枚数が確認できる写真 確認できない場合は、 <b>モジュールの配置図及び出力対比表の写し</b> が必要です。 ③パワーコンディショナ(以下「パワコン」という)本体の写真 ④パワコンの保証書に記載されている型式・製造番号等が読み取れる写真 [蓄電池] ⑤蓄電池本体の写真 ⑥保証書に記載されている型式・製造番号等が読み取れる写真 [エネルギー管理システム] ⑦エネルギー管理システム本体の写真 ⑧モニター画面の写真または画面印刷したもの 住宅・事業所で消費した電気の内訳を時系列で確認できるモニター画面の写真または画面印刷したもの
(5) 対象システムの保証書(お客様控)の写し	保証書の写しにはお客様・お買い上げ日・販売店等が記載されていること
(6) 電気会社と系統連系していることが分かる書類(太陽光受給契約確認書)の写し	申請者名と契約者名が同一であること
(7) 交付対象者が市民の場合は住民票、事業者の場合は固定資産証明書又は登記簿謄本	3カ月以内に交付されたもの(新築の場合は引越し後のもの)
(8) 市税等の滞納が無いことを証明する書類(市の様式あり。)	<b>補助金を申請する日に税務課で証明を受けるようお願いいたします。(記載例は別紙4)</b>
(9) 国・県等が実施する同様の補助事業の交付を受けている場合は交付決定通知書の写し	国・県等が実施する同様の補助金の交付を受けている場合は、提出してください。
(10) その他市長が必要と認める書類	申請の内容により必要な場合は、提出していただきます。
(11) 印鑑(認印可、インク内蔵ゴム印不可)	(様式第1号)の捺印に使用するもの

## ■補助金交付を受けるまでの流れ

①対象システム設置完了 → ②申請 → ③審査 → ④交付決定 → ⑤補助金の振込み

■問・申込み 環境課環境班 ☎内線 1152